

# 15分で学ぶ！ 障がい者支援の基礎 ～障がい者虐待防止について～

## 第四回 「身体拘束について」

オリジナル：2016年9月  
更新版：2023年7月

## ■ ある施設 2016

- ある施設が、知的障害などのある女性入所者3人に対し、最長約20年にわたり、食事時などを除いて施錠した居室に閉じ込めていた。
- 県によると、虐待を受けたのは知的障害のある40代女性2人、行動障害のある60代女性1人。
- 理由は、利用者の異食や暴力行為を予防するため
- 室内にトイレや水栓はなかった。
- 関係者から県に通報があり発覚。
- 施錠について園側は、「家族、本人の同意を得ていた」

## ■ 身体拘束・行動制限の具体例

○ ○ しなないように 車椅子・ベットに体幹や四肢をしぼる

○ ○ しなないように ベットを柵で囲む

○ ○ できないように四肢をひもなどで縛る

○ ○ できないように手指の機能を制限するミトン型の手袋をする

車椅子の転落防止などでY字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける

立ち上がる能力のある人に立ち上がりを防止の椅子の使用

脱衣やおむつはずしを制限するためにつなぎ服をさせる

他人への迷惑行為を防ぐためにベットや椅子にひもで縛る

行動を沈静化させるために治療目的以外に向精神薬を服用

自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する 施錠する

## ■ 身体拘束・行動制限禁止の理由

基本的人権を制限し剥奪する

Q O L (生活の質)の低下 よりよい生命・生活・人生の質の保障



□ 身体的弊害：

身体の機能低下 萎縮・硬縮 褥瘡 免疫力、食欲、心肺機能低下

□ 精神的弊害：

不安・怒り⇒諦め・依存⇒無気力⇒精神機能低下⇒生きる意欲低下

□ 文化的・社会的弊害：

弱者に厳しい文化 アブノーマライズ化 固い偏狭な文化へ

□ 社会的信用の失墜

福祉施設の社会的評価の失墜 偏見・差別の装置化

## ■ 法的根拠 (行動の制限・身体拘束)

障害者虐待防止法・高齢者虐待防止法・児童虐待防止法などの各法が原則的に行動の制限並びに身体拘束を行ってはならないと定めている

生命・身体保護等の緊急やむを得ない場合を除き、原則行動の制限並びに身体拘束を行ってはならない



**行動制限・身体拘束は最終手段**

**支援の計画化 記録化**

**やむを得ない理由：様態・時間・状況を明記**

## ■ 身体拘束は常に虐待と隣り合わせ

**身体拘束は常に虐待と隣り合わせ**である。

**次のような時、身体拘束は容易に虐待に陥る可能性がある**

- ① 障害特性から身体拘束は絶対に必要だ、という**思い込み**
- ② 身体拘束がなければ利用者の突発的な行為に対応できない利用者の安全は確保できない、という**思い込み**
- ③ 問題の解決策は**身体拘束しかない**という考え
- ④ **この身体拘束は本当に必要なのか？**という視点の欠如
- ⑤ **身体拘束をする手続きを踏んでいるから許される、**という**思い込み**

## ■ 例外規定 やむをえない場合の対応

- 「一時的に発生する突発事態」のみに限定
- 3原則が全て適応する場合のみだけ身体拘束可
  - (1) 切迫性 (2) 非代替性 (3) 一過性 (一時性)

**但し、**

- ① 改善に向けた取り組み手順を明記 (ケース会議)
- ② 実施と評価を的確に行う
- ③ 説明と同意が必要
- ④ 期間の限定
- ⑤ 身体拘束に関する記録の義務など

**そのため、事業所としてのマニュアル (ルールや手続き) の作成が必須**

## 切迫性

身体拘束・行動制限による本人の不利益よりも、本人、他者の生命・身体の危険にさらされる可能性が著しく高い

## 非代替性

行動制限以外に代替する支援方法がない

- ① 行動制限を行わず支援する方法について検討し尽くした
- ② 利用者の生命・身体保護の観点から他に代替手法がない
- ③ 複数の職員が確認
- ④ できるだけ早期の行動制限解除に向けた具体的取り組み
- ⑤ できるだけ最も制限の少ない方法を選択

## 一過性

行動制限が一時的であること

短い制限・拘束時間を前提条件として対応する



## ■ 妥当性の3原則

やむを得ない場合であっても  
3条件が全て満たされなければ、行動制限は行なってはならない

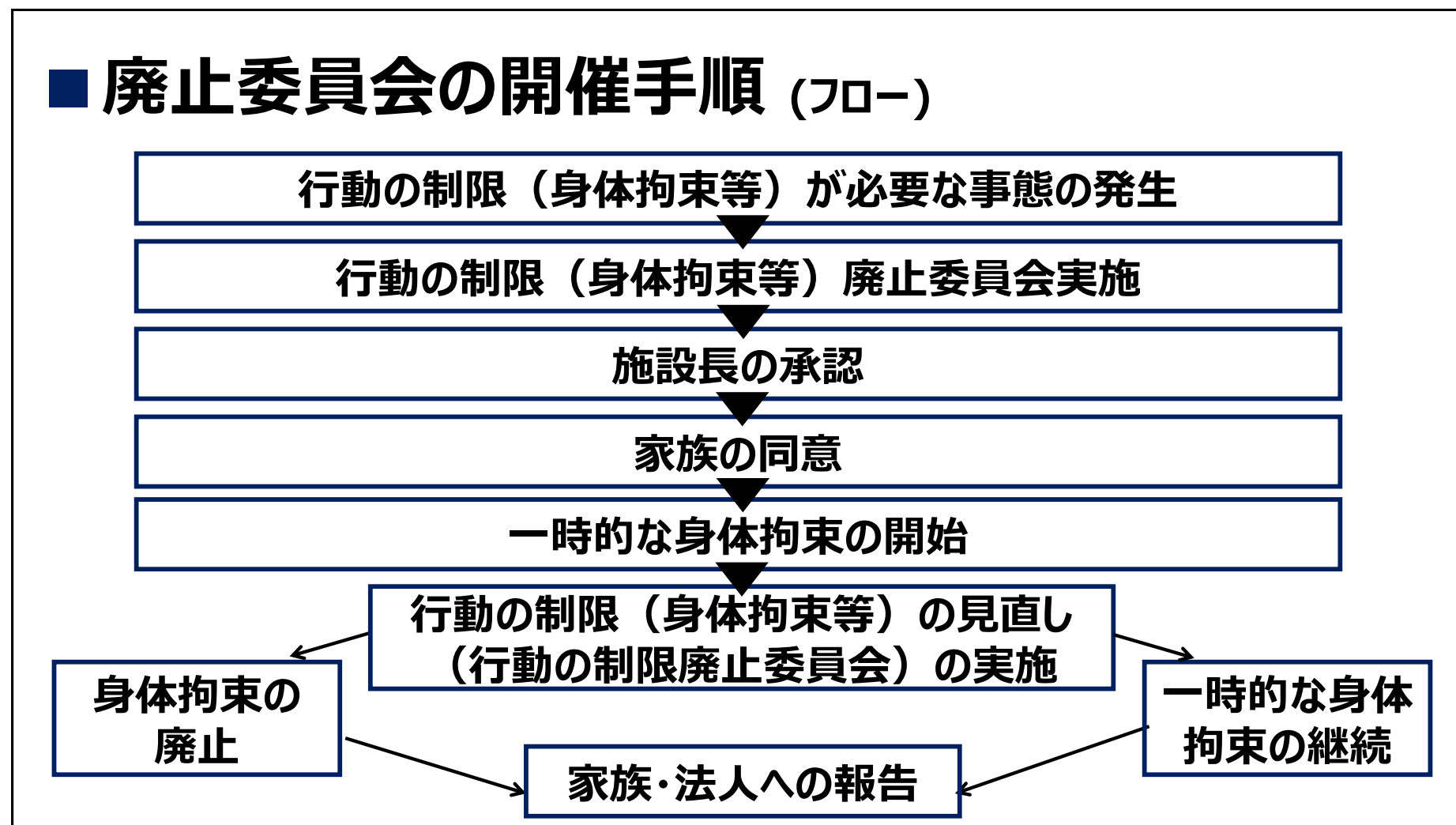
条件1 切迫性

条件2 非代替性

条件3 一過性

1つでも欠けたら  
**NG**

## ■ 廃止委員会の開催手順 (フロー)



## ■ 日常生活支援での7つの視点

**利用者主体** 利用者主体の行動尊重 利用者の尊厳をまもる  
利用者本位 利用者のペースを操作しない

**チーム協働** ケース会議 他職種協働 チームワークによる支援

**支援技術向上** 事例検討会や福祉機器の活用などの検討会

**個別支援計画と記録** ケアマネジメントとリスク管理

**環境整備** 安全で快適な環境づくり 環境による安定

**権利侵害防止の装置** 廃止委員会の設置や開かれた施設環境

**セルフチェック** 身体的精神的自由を妨げていないか、行動の制限や身体拘束を安易に行っていたり、無原則に実施したりしていないか、「やむを得ぬ」制限や拘束は早期解決に向けて具体的取り組みがされているか、常にセルフチェックと振り返りを行う